感対企第1488号

令和４年5月10日

大阪府保健所管轄区域に所在する

障がい者施設等（通所系・訪問系サービス事業者）

管理者・施設長　様

大阪府健康医療部長

障がい者施設等（通所系・訪問系サービス）の従事者等に対する定期ＰＣＲ検査について

　日ごろより、本府の新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする府政の推進にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

　さて、本府では障がい者施設等におけるクラスターの発生を抑制することを目的とし、府保健所管轄区域に所在する施設従事者の方を対象に定期的なＰＣＲ検査を実施してきました。

　しかしながら、第６波においても高齢者施設等でクラスターが多発し、重症者や死亡者が増加したことにより、高齢者や障がい者への感染防止対策がさらに重要となっています。

　また、国の基本的対処方針が変更され、障がい者施設等の従事者に対する検査の頻回実施を行う旨が示されるとともに、定期的な検査をできる限り1週間に1回程度行うこととされました。

これらを踏まえ、2週間に1回の頻度で実施していた定期的なＰＣＲ検査を1週間に1回に変更し、高齢者や障がい者と接する機会の多い訪問系サービス事業所の従事者を対象に追加することとしました。

感染者を早期に探知し、施設での感染拡大を最小化するとともに、クラスターを未然に防止する観点から、本趣旨をご理解の上、積極的に受検いただくようお願いします。

記

【大阪府ホームページ】

　〇高齢者施設等の従事者等への定期検査について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/shisetu_kensa.html>

【問合せ・相談窓口】

　〇大阪府コールセンター

　　　開設時間：9時～18時（土日・祝日を含む）　電話番号：06-7166-9988

【受検対象】

　〇対象事業所

大阪府保健所管内の地域（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市を除く大阪府内の市町村）に所在する次の事業所等

＜通所系サービス事業所（施設併設通所サービス・施設併設短期入所サービスは除く）＞

　　生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

　　　＜訪問系サービス事業所＞

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

　〇対象者

上記対象事業所の従事者（無症状に限る）　※常勤、非常勤を問いません。

【検査方法及び検査頻度】

　〇検査方法：唾液によるＰＣＲ検査（自己採取）

〇検査頻度：１週間に１回

【実施期間】

　〇令和４年5月11日（水）～当面の間

【申込み】

　〇令和４年5月11日（水）受付開始

　〇府ホームページ「高齢者施設等（通所系・訪問系サービス）の従事者等への定期検査について」

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/pcr_kensa.html>）の内容を事前に

確認の上、「高齢者施設等従事者定期ＰＣＲ検査申込フォーム」からお申込みください。

〇事業所単位での申込みとなります（個人での申込みはできません）。

〇事業所単位でお申込みいただきますので、必ず受検者本人の同意（検査申込とそれに伴う個人情報の提供について）を得てください。

〇現在、定期ＰＣＲ検査を受検している事業所については、次回予約から1週間に1回の頻度に変わりますので、改めての申込みは不要です。

【留意事項】

　〇定期検査は、症状がない従事者等が対象となります。すでに症状が出現し、受診が必要な方はかかりつけ医又は診療・検査医療機関、新型コロナ受診相談センターにご相談ください。

　〇定期ＰＣＲ検査は、事業所内にて陽性者が発生している場合、また保健所が介入している場合は対象外となります。

　〇定期ＰＣＲ検査の結果、陽性が判明した場合は、保健所担当者の指示に従ってください。

【別添資料】

　〇高齢者施設等（通所系・訪問系）従事者への定期ＰＣＲ検査フロー

|  |
| --- |
| ＜問合せ先＞　大阪府コールセンター  　　　開設時間：９時～18時（土日・祝日含む）  　　　電話番号：06-7166-9988 |